

○厚生労働省告示第五百六十七号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十日

厚生労働大臣 三井 辨雄

「Z四七〇三

別表一の項、二の項、四の項及び五の項中 Z四七五一―二―七 を「Z四七五一―二―五四」

Z四七五一―二―二八」

「Z四七〇三

に改め、同表六の項中 Z四七五一―二―七 を「Z四七五一―二―四三」に改め、同表八の項か

Z四七五一―二―二八」

「Z四七〇三

ら十の項まで中 Z四七五一―二―七 を「Z四七五一―二―五四」に改め、同表十六の項中「Z

Z四七五一―二―二八」

四七五一―二―四四」を「T〇六〇―一―一」に改め、同表百四十二の項中

「T〇六〇―一―一

T〇六〇―一―二―一〇」

「T〇六〇一一一」に改め、同表百四十三の項及び百四十四の項中 「T〇六〇一一一」を「

T〇六〇一一二一〇」

「T〇六〇一一一一一

T〇六〇一一二一五」を「T〇

T〇六〇一一二一〇」

「T〇六〇一一一一一

六〇一一一」に改め、同表百四十七の項中 T〇六〇一一二二〇二」を「T〇六〇一一一」に改

T〇六〇一一二二〇三」

「T〇六〇一一一一一

め、同表百四十八の項中 T〇六〇一一二一一〇」を「T〇六〇一一一」に改め、同表百四十九の

T〇六〇一一二二〇六」

「T〇六〇一一一一一

「Z四七〇三

項中 T〇六〇一一二一一〇」を「T〇六〇一一一」に改め、同表三百六十四の項中 Z四七五一

T〇六〇一一二二〇七」

Z四七五一

「T〇六〇一一一一一

一一二一七」を「Z四七五一一一四三」に改め、同表四百五の項中 T〇六〇一一一一一」を

一一二二八」

T〇六〇一一二二〇五」

「T〇六〇一―一―」
「T〇六〇一―一―」に改め、同表四百十三の項中 T〇六〇一―二―二〇三 を「T〇六〇一―一―」
T〇六〇一―二―二〇八」
「T〇六〇一―一―三」に改め、同表に
Z四七五―一―二―五四」
に改め、同表四百八十二の項中「Z四七五―一―二―七」を
Z四七五―一―二―五四」に改め、同表に
次のように加える。

八百二 十四	1 鍼 ^{はり} 電極低周波治療器	T〇六〇一 ―一	身体に鍼 ^{はり} 電極を挿入して神経及び筋 を刺激し、鎮痛又は筋萎縮改善に用 いること。
-----------	-------------------------------	-------------	--